



2023年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2095

元役員に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2015年11月7日付「役員責任調査委員会の調査報告書の受領及び当社元役員に対する損害賠償訴訟の提起並びに米国における訴訟等に関するお知らせ」及び2016年1月27日付「課徴金の納付等に伴う元役員に対する損害賠償請求訴訟に係る請求拡張の申立て等について」でお知らせしておりますとおり、2015年に判明した不正会計問題に関して、当社の元役員に対し、損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

本日、本訴訟について、東京地方裁判所にて判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、2015年11月7日付「役員責任調査委員会の調査報告書の受領及び当社元役員に対する損害賠償請求訴訟の提起並びに米国における訴訟等に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、役員責任調査委員会の調査報告書を受けて、調査対象者（2008年度から2014年度第3四半期までの間に取締役又は執行役であった者合計98名）に対する損害賠償請求訴訟の提起の可否を検討した結果、当該報告書の内容に従って西田厚聰、佐々木則夫、田中久雄、村岡富美雄、久保誠の元役員5名に対する損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、東京地方裁判所に提訴いたしました。

さらに、2016年1月27日付「課徴金の納付等に伴う元役員に対する損害賠償請求訴訟に係る請求拡張の申立て等について」においてお知らせしておりますとおり、その後発生した新たな損害について、各被告の任務懈怠との相当因果関係が認められる範囲内で賠償を請求することとし、訴訟提起時の請求額3億円から32億円に請求拡張の申立て

を行いました。

当社は、上記訴訟において上記元役員 5 名の責任を追及してまいりましたが、本日、東京地方裁判所にて判決が言い渡されました。

2. 判決の内容

元役員 5 名のうち 3 名に対して、賠償責任を認め、以下の請求が認容されました。

氏 名	認 容 額
佐々木 則夫 氏	1 億円
田中 久雄 氏	1 億円
久保 誠 氏	2 億円

また、西田氏、村岡氏に対する請求は棄却されました。

(注 1) 西田厚聰氏は死亡しており、3 名の相続人が被告となっています。

(注 2) 各責任原因ごとに責任ありとされた複数の被告の債務は連帯債務となりますので、当社が上記の各元役員から支払を受けられる金額の合計は、上記認容額の合計ではなく、金 2 億円（およびこれに対する遅延損害金）が上限となります。

3. 今後の対応

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。

以 上